

第 20 回

評 議 員 会 資 料

令和 6 年 2 月 27 日 (火)

東京ビルメンテナンス政治連盟

<http://www.tbseiren.com>

「東京ビルメンテナンス政治連盟」は、政治資金規制法第 3 条（政治団体等）の規定に基づく政治団体で、同法第 6 条（政治団体の届出等）の規定に基づき東京都選挙管理委員会に届出をしている団体です。

目次

次第	1
審議事項	
第1号議案 令和5年事業報告承認の件	3
第2号議案 令和5年決算承認の件	11
－ 監査報告 －	12
報告事項	
(1) 令和6年運動方針・事業計画	13
(2) 令和6年予算	14
その他	
機関紙購読料の変更について	15
参考資料	
東京ビルメンテナンス政治連盟 令和5・6年評議員名簿	17
東京ビルメンテナンス政治連盟 令和5・6年理事等名簿	18

第 20 回評議員会 次第

令和 6 年 2 月 27 日 (火) 14 時
ビルメンテナンス会館 2 階

- 1 評議員会成立宣言
- 2 議長選出
- 3 議事録署名人選出
- 4 理事長あいさつ 梶山理事長
- 5 審議事項
 第 1 号議案 令和 5 年事業報告承認の件 横田幹事長
 第 2 号議案 令和 5 年決算承認の件 坂野会計責任者
 － 監査報告 － 大村監事
- 6 報告事項
 (1) 令和 6 年運動方針・事業計画 横田幹事長
 (2) 令和 6 年予算 坂野会計責任者
- 7 その他
 機関紙購読料の変更について 梶山理事長

令和 5 年事業報告

令和 5 年運動方針・事業計画に基づき、当政治連盟は、次の諸活動を実施した。

第 1 東京都所有の建築物の維持管理に関する要望活動

【令和 5 年事業計画】

東京協会との連携のもとに、東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会と協同し、東京都所有の建築物の維持管理について、都が必要な措置等を講じるよう、粘り強い対応を図る。

I 要望活動の実施

各要望項目の実現を目指し、次の活動を行った。

1 都議会自由民主党に対する要望

日時：令和 5 年 9 月 6 日 16 時 30 分から 於：都議会北第 2 会議室

2 都議会公明党に対する要望

日時：令和 5 年 9 月 6 日 15 時 00 分から 於：都議会談話室

3 都議会立憲民主党に対する要望

日時：令和 5 年 9 月 6 日 15 時 40 分から 於：都議会 14 委員会室

II 要望項目

東京協会と同一の内容にて次のとおり要望を行った。

1 十分な予算の措置及び契約期間途中での契約金額変更等について

品確法が示すように、良好な品質の確保、適切な施設管理は、施設・設備のライフサイクルコストの削減に大きく寄与することが見込まれるため、引き続き以下の事項について要望します。

- (1) 前文に記載のとおり、庁舎、公共施設等の管理に係るビルメンテナンス業務に関する契約の履行確保を図る観点から、適切な予算計上を行うとともに、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定していただきたい。
- (2) 複数年契約案件において建築保全業務労務単価などが変更された際、東京都においては旧労務単価から新労務単価に改定するための契約変更を認めていただけないケースが一部にある旨側聞しております。関係省庁による累次の通知等に従い、適切にご対応していただきたい。
- (3) 万一、業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め東京ビルメンテナンス協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないように、十分な配慮をお願いしたい。特に、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の件数費割合は 85%程度と言われており、深刻な人手不足の中、安定した業務の品質を確保できるよう、最低制限価格は予定価格の 85%以上で設定していただきたい。

2 総合評価制度の拡充について

総合評価方式の制度改革において、これまでも品質重視のために改革いただいておりますが、令和 5 年 2 月 24 日付で環境配慮契約法基本方針の閣議決定もなされています。

引き続き以下の事項について要望します。

- (1) 総合評価方式適用案件は徐々に増加しておりますが、依然として都の入札案件における割合は低く、価格競争が中心になっております。結果として、低価格入札も招いておりますので、一定金額以上の案件については総合評価方式かつ複数年契約とするよう検討の上、各局にもご指導いただきたい。
- (2) ゼロ都債の活用拡大による、入札時期の前倒しについて令和6年度契約からの本格導入について準備していただいておりますが、引き続き総合評価案件については、十分な引継ぎ期間を確保し、年度当初から質の高い業務が履行できるよう、入札時期を設定していただきたい。
- (3) 前述の2月24日付閣議決定に「建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者を求めるものとする」とあります。政策的評価項目については、エコチューニング認定事業者であることや、エネルギーマネジメントシステム(ISO50001)、インスペクター等の資格者の保有状況、セキュリティーに関する認定(ISO27001)、東京ビルメンテナンス協会加盟の有無等についても加点要素としていただきたい。
- (4) 総合評価方式の適用案件については、清掃業務、警備・受付業務に加えて、設備管理についても価格点上限を設定していただきたい。
- (5) 総合評価方式に中小業者が参入する方式として「事業協同組合」の活用を考慮しておりますが、個別発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは期間や経費等の観点から、現実的でないと思われれます。中でも、一定規模以上の総合管理案件においては、異なった業態の業者の協同が有効であることから、JVでの入札参加についてご検討いただきたい。

3 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

委託業務の品質確保を図るため、十分な専門知識・経験のない業者が受託して建物・設備の機能を損なうことのないよう、また、公正な競争を確保するため、入札参加資格の厳格な審査及び履行状況の評価に関し、以下のとおり要望します。

- (1) 入札参加申請の際の等級(A、B、C)に関し、不正な申請を防ぐため、公共工事の経営事項審査に準じ、決算報告書と共に確定申告書の写しを添付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上の半分以上の契約書の写しを添付させるよう要望します。申請時には困難な場合、落札者に対して事後審査していただきたい。
- (2) 業者指名の段階では、適切な履行能力の有無を審査するとともに、十分な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。
- (3) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料(直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳)の提出を求めているいただきたい。
- (4) 業者指名段階あるいは落札後に、各入札参加資格に適合していることを証明する書類、特に納税証明書、従事者の社会保険・雇用保険適用状況に関する資料の提出を求めるなど、個々の従事者の保険加入や最低賃金の遵守等を促す取組みを進めていただきたい。

- (5) 総合評価案件以外でも、事業者の技術力、経営力等について適切に審査・評価できる体制整備を望みます。適切な追加調査を実施し、履行確保のために積算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示を求めるなど、確実に履行させる取組みを進めていただきたい。
- (6) 業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について引き続き検討していただきたい。また、令和元年 12 月に東京都が公表した「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」については、引き続き徹底をお願いしたい。

4 障害者雇用の促進について

東京ビルメンテナンス協会は、都立知的障害特別支援学校生徒等を対象にした自立支援事業、卒業生のビルクリーニング業への就労支援にも取り組んでいます。障害者雇用の促進する入札・契約制度をより実践的なものとするため、以下の事項について関係各局を適切にご指導いただくよう要望します

- (1) 障害者雇用促進モデル入札案件について鋭意ご検討・ご指導いただいておりますが、当該案件の内容は、障害者の勤務日数や勤務時間が少ない案件が依然として大宗を占め、実際には障害者雇用のモデルにはなりえないものです。障害者の常用雇用につながる契約を増やすとともに、危険な作業を伴う契約は除外するなど、真に障害者雇用の拡大につながる内容の入札を実施していただきたい。
- (2) 各事業者の障害者雇用率については常に変化しております。一時点で捉えるのではなく、年間平均で算出していただきたい。
- (3) 入札参加資格定期受付に当たり、障害者雇用率についての段階的加点は導入いただきましたが、法定雇用率が 2024 年 4 月以降、段階的に引き上げられる中、上限が 5 点のままであるため、配点の比重の拡大を図っていただきたい。
- (4) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

III 要望の進捗状況

各要望項目に関しては、都議会各会派の理解・支援を受け、着実に進展している。

社会保険加入確認については、令和 6 年 1 月に社会保険労務士協会への委託にて入札参加資格者全員を対象とした確認を行うこととなり、要望内容が実現した。また、障害者雇用率の算定については、格付け時以外にも申請により変更可能とのことであった。

一方、ゼロ都債の活用拡大によって令和 6 年度準備契約が令和 5 年 11 月下旬から開始されたが、周知不足や総合評価案件でない。また、障害者雇用モデル入札案件についても依然として常用雇用に繋がる内容ではないことから、これらの項目については今後も要望を継続する必要がある。

なお、令和 6 年度予算等に関する要望に対する正式回答は、令和 6 年 3 月頃に都議会各会派を通じて届くことになる。

第2 関係諸法令等の改正に関する運動

【令和5年事業計画】

入札制度、税制改正、労働諸問題及び障がい者雇用等の諸課題の解決に向け、国会議員、各政党都連への働きかけを行うとともに、全国ビルメンテナンス政治連盟と連携し要求実現のために活動する。

I 令和6年度 国の予算・制度等に関する要望の実施

各要望項目の実現を目指し、次の活動を行った。

1 自由民主党東京都支部連合会に対する要望

日付：令和5年10月4日 於：自由民主党本部

自由民主党東京都支部連合会に所属している東京都選出の国会議員等との要望聴取会に参加し、各要望項目を強く要望した。

2 その他に対する要望

日付：令和5年10月7日

公明党東京都本部代表に要望書を郵送にて提出した。

II 要望項目

自由民主党東京都連ほかに要望した項目は次のとおりである。

1 品確法の改正について

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品確法」と言う）が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。本法改正を受け、令和3年1月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」には、予定価格の適切な設定などが盛り込まれました。さらに、令和5年4月のガイドライン改正では最新の労務単価の活用などビルメンテナンス業務の契約の適正化について踏み込んだ言及がありました。このように、ビルメンテナンス業務に関する言及は着実に進展して参りましたが、一方で品確法は基本的に公共工事の品質確保を目的としており（第1条）、ガイドラインだけでは確固なものとなったとは言えません。

つきましては、品確法を再度改正の上、条文上にビルメンテナンス業務に関して明記いただきたい。

2 適切な契約の実現について

(1) 適正価格による契約について

都道府県、市区町村に対し、昨年11月8日付で総務省自治行政局行政課長（以下、「総務省」と言う）から「ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について」という通知が発出され、11月9日付で厚生労働省からも同内容の依頼が発出されております。

また、昨年11月30日付で厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長（以下、「厚生労働省」と言う）から各省庁宛に緊急依頼が、総務省からは各都道府県契約担当部長等

に対して「最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナンス業務に関する契約に係る契約金額の変更について」という通知がなされるとともに、本年 8 月末には厚生労働省及び総務省から最低賃金額の改定に伴う同様の通知が発出されました。

その他、令和 5 年度の建築保全業務労務単価は令和 4 年 12 月に公表された後、その後の賃金動向を踏まえ、令和 5 年 2 月に改めて見直しが行われました。

維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保のため、公共工事同様に建築保全業務労務単価の活用を徹底いただくとともに、スライド適用等の制度改正をお願いしたい。

(2) 厚生労働省による調査と公表の継続について

令和 5 年 3 月 24 日、総務省・財務省・国土交通省が「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続きに関する実態調査の結果について」を公表しております。

厚生労働省には、令和 4 年 6 月 2 日付で「ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務の実施状況調査結果」を公表いただいております。

厚生労働省におかれましても、総務省等と同様に毎年度調査・公表をお願いしたい。

(3) エコチューニング認定制度の促進について

令和 3 年 5 月 26 日、改正地球温暖化対策推進法が成立、2050 年に温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が明記されました。また、本年 2 月に環境配慮契約法基本方針の変更が閣議決定され、「エコチューニング」が明確に位置付けられ、「建築物の維持管理契約に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする」とされました。

国・独立行政法人等は義務、地方公共団体等は努力義務とされておりますので、基本方針が徹底されるようお取り計らいいただきたい。

(4) 全省庁統一資格付与点数表の見直しについて

各省庁の入札参加資格である「全省庁統一資格」における等級算出のための付与点数は、①前 2 ヶ年の年間平均生産・販売高実績、②自己資本額の合計、③流動比率、④営業年数、⑤設備の額の 5 項目で算定されますが、策定以来 20 年以上にわたって見直されていません。

特に、前 2 ヶ年の年間平均生産・販売高実績の配点が最高 65 点と高く、かつ業務の内訳が考慮されていません。90 点以上が A 等級、80 点以上 90 点未満が B 等級とされ、かつ、等級によって入札参加可能な予定価格が A 等級は 3,000 万円以上、B 等級は 1,500 万円以上 3,000 万円以下とされており、結果的に大企業優位となっています。さらに、障害者雇用率は厚生労働省の一部部局を除き、算定項目に入っていません。

全省庁統一資格付与点数表を見直し、入札参加資格として、ISO9001、環境マネジメントシステム (ISO14001 等)、障害者雇用率等を加えるとともに、ビルメンテナンス業務については当該業務の生産・販売高によって評価するようお願いしたい。

また、本要望については厚生労働省だけでなく関係省庁からご回答をいただけるよう

ご配慮いただきたい。

(5) 入札参加資格の運用徹底について

各省庁の入札参加の際の参加資格についての運用をルールに基づいて実施するようご指導いただいているところですが、先般、新たに特記事項を設け、入札の競争性を担保できない入札参加資格が設けられたケースが生じました。

令和5年度の全国の裁判所の入札案件において、特記事項としてAまたはB等級、但しB等級は、「中小企業・小規模事業者であり、本件業務と同等以上の仕様の役務提供をした実績の証明」とされました。これにより、B等級であっても、資本金5千万円以上で従業員100人以上の企業は入札参加できない反面、A等級は参加できるという大変不平等で競争性が担保されない入札条件となっております。

適切な競争入札を実施するためにも、運用ルールの徹底をお願いしたい。

3 その他の制度改正

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高いという特色があります。また、高齢者、女性、障害者の雇用によって社会的貢献をしております。一方、中小企業中心の業界であるため、社会保険適用拡大により経営は大きく影響を受けております。よって、以下の制度改正について要望します。

(1) 短時間労働者の社会保険適用拡大について

令和2年6月5日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年10月には50人超規模の企業まで適用することとしています。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性・障害者の雇用、パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となっておりますが、ビルメンテナンス業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。

事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用対象外である週20時間未満の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがねません。

社会保険適用拡大に当たっては、補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施していただきたい。

(2) 障害者雇用への支援策について

障害者の法定雇用率は現在、従業員43.5人以上の企業において2.3%ですが、2024年4月以降段階的に引き上げられ、2026年7月からは従業員37.5人以上の企業は2.7%以上となります。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター（補助者）の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。

障害者雇用を名実ともに促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

Ⅲ 要望の進捗状況

自民党都連の要望聴取会では、最低賃金の上昇による全従業員の人件費の負担、また所得の壁による人手不足や外国人材の活用について質疑応答があり、出席国会議員各位から要望項目への理解が示された。

また、令和5年8月に厚生労働省、総務省から各官公庁宛に労務費やエネルギー価格等の高騰による契約金額の変更についての通知文書が発出されるなどの動きもあった。

今後も全国ビルメンテナンス政治連盟とともに、国に対して要望活動を行っていく。

なお、令和6年度予算・制度等に関する要望に対する各省の回答・見解は、令和6年4月頃に自民党都連を通じて届くことになる。

第3 ビルメンテナンス業界の理解者である議員・候補者の応援

【令和5年事業計画】

東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会及び国会のビルメンテナンス議員連盟に所属する議員をはじめ、ビルメンテナンス業界の理解者である議員・議員候補者の支援活動を行う。

I 江東区長選挙の応援

令和5年4月23日に行われた江東区長選挙において、次の立候補者を推薦・応援した。

(落選) 山崎一輝 候補 (自民党公認、元都議会自民党 BM 業振興政策研究会)

II 都議会議員補欠選挙(大田区)の応援

令和5年6月4日に行われた大田区の都議会議員補欠選挙において、次の立候補者を推薦・応援した。

(当選) 鈴木章浩候補 (自民党公認、元都議会自民党 BM 業振興政策研究会)

Ⅲ その他の応援活動

ビルメンテナンス業界の理解者である議員・候補者の応援のため、これら議員等が主催するパーティー等に政治連盟として購入、参加した。

(1) 団体

1月30日 東京政経フォーラム (自民党都連)

7月24日 荒川フォーラム (公明党)

7月26日 常任世話人会 (各種団体協議会)

9月12日 政経懇話会 (都議会公明党)

(2) 都議会議員

2月7日 高島直樹 新春の集い 2023

12月8日 鈴木あきひろ 都政報告会 2023

(3) 国会議員

11月8日 平将明 第14回平フォーラム

11月24日 丸川珠代 丸川珠代昼食勉強会

11月29日 岡本みつなり 政経懇談会 2023

(4) その他

4月4日 小池百合子 東京・多摩の魅力発信と持続可能な成長を進める勉強会

第4 広報活動

【令和5年事業計画】

機関紙「東京ビル政連」を年4回発行し、東京政連の活動状況の周知を図る。また、ホームページにより、ビルメンテナンスに関する行政情報などを迅速かつ的確に会員に情報提供するとともに、会員外へも活動を周知することで会員増を図る。

I 機関紙「東京ビル政連」の発行

機関紙を発行するにあたり、政治連盟の活動状況を的確に伝え、会員の利益に資する内容を取り上げ、親しみやすい紙面作りを行った。発行部数は2,000部。

令和5年に発行した機関紙の主要記事

第255号 1月25日発行 賀詞交歓会の実施、政策研究会との意見交換会

第256号 4月20日発行 第18回評議員会開催、令和5年度都要望回答

第257号 8月15日発行 第19回評議員会開催、令和6年度都要望

第258号 11月15日発行 都議会各派への令和6年度要望活動実施

II ホームページの運営

理事会、要望活動の様子及びビルメンテナンスに関する行政の新情報などが入り次第、随時ホームページを更新し情報発信を行った。

第5 本連盟の目的を達成するために必要な会議の開催

次のとおり、本連盟の目的を達成するために必要な会議を実施した。また、全国ビルメンテナンス政治連盟の会議等に東京地区選出評議員として参加した。

I 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会 第128回 1月16日

第129回 2月7日

第130回 4月4日

第131回 6月13日

第132回 7月4日

第133回 9月5日

第134回 11月7日

(2) 評議員会 第18回 2月27日

第19回 7月25日

II 会議等の開催

1月24日 監事による令和4年の会計監査の実施

7月27日 監事による令和5年上期の会計監査の実施

III 全国ビルメンテナンス政治連盟主催の会議等

1月18日 第68回評議員会

8月22日 第69回評議員会

令和5年決算報告

令和5年収支決算報告書

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

単位 円

項目	金額	備考
I 収入の総額	31,638,881	
1 前年からの繰越額	17,837,151	
2 本年の収入額	13,801,730	
(1) 機関紙購読料等の事業収入	13,775,000	機関紙購読料7,500円(税込)、機関紙広告掲載料
(2) その他の収入	26,730	新年賀詞交歓会お祝金、全政連交付金等
II 支出の総額	12,089,159	
1 経常経費の合計	2,600,400	
(1) 人件費	1,821,600	協会への事務委託費用 (月額151,800円×12か月)
(2) 備品・消耗品費	316,800	事務用品・パソコン使用料等協会への分担費用 (月額26,400円×12か月)
(3) 事務所費等	462,000	賃借料・電話使用料等協会への分担費用 (月額38,500円×12か月)
2 政治活動費の合計	8,800,959	
(1) 組織活動費	6,357,030	全政連分担金、会議費、パーティー券購入、新年賀詞交歓会協賛金等
(2) 選挙関係費	204,000	都議会議員補欠選挙推薦料
(3) 広報活動費	2,239,929	機関紙発行費・ホームページ関係費
3 その他の支出	687,800	令和3年下半年賦課消費税、令和4年中間消費税
翌年への繰越額	19,549,722	

監 査 報 告 書

令和6年1月26日

東京ビルメンテナンス政治連盟

理 事 長 梶 山 龍 誠 殿

監 事

大村清保



本日、私は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法

- (1) 会計監査については、帳簿、伝票及び証拠書類を精査し、計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、理事の業務報告の聴取、関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続きを行い、業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 決算報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当政治連盟の財政状況を正しく示していると認めます。なお、当政治連盟の財政状況は健全であると認めます。
- (2) 理事の職務執行に関する不正の行為及び法令等に違反する事実はなく、適正に運営していると認めます。

令和6年 運動方針・事業計画

令和6年の運動方針・事業計画は、以下のとおりとする。

運動方針

- 1 ビルメンテナンスに係る関係諸法令及び税制改正等について、ビルメンテナンス業の発展を促進させるため、ビルメンテナンス業の利益に資するよう適切な運動を行う。
- 2 東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会及び東京都地域選出の国会議員との連携を密にし、東京都及び国に対する要望活動を行う。
- 3 東京都各種団体協議会・全国ビルメンテナンス政治連盟等との情報交換を行い、共通の課題については、連携して運動を進める。

事業計画

- 1 東京協会との連携のもとに、東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会と協同し、東京都所有の建築物の維持管理について、都が必要な措置等を講じるよう、粘り強い対応を図る。
- 2 入札制度、税制改正、労働諸問題及び障がい者雇用等の諸課題の解決に向け、国会議員、各政党都連への働きかけを行うとともに、全国ビルメンテナンス政治連盟と連携し要求実現のために活動する。
- 3 東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会及び国会のビルメンテナンス議員連盟に所属する議員をはじめ、ビルメンテナンス業界の理解者である議員・議員候補者の支援活動を行う。
- 4 機関紙「東京ビル政連」を年4回発行し、東京政連の活動状況の周知を図る。また、ホームページにより、ビルメンテナンスに関する行政情報などを迅速かつ的確に会員に情報提供するとともに、会員外へも活動を周知することで会員増を図る。

令和6年予算

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

単位 円

項目	金額	備考
I 収入の総額	33,509,722	
1 前年からの繰越額	19,549,722	
2 本年の収入額	13,960,000	
(1) 機関紙購読料等の事業収入	13,940,000	機関紙購読料毎号 7,500円、機関紙広告掲載料
(2) その他の収入	20,000	新年賀詞交歓会お祝い
II 支出の総額	15,494,000	
1 経常経費の合計	2,643,000	
(1) 事務委託諸費	1,834,000	協会への事務委託費用
(2) 備品・消耗品費	297,000	事務用品・パソコン使用料等協会への分担費用
(3) 事務所費等	512,000	賃借料・電話使用料等協会への分担費用
2 政治活動費の合計	12,051,000	
(1) 組織活動費	8,720,000	全政連分担金6,114,000、理事会・評議員会開催費、 パーティー券購入、新年賀詞交歓会等
(2) 選挙関係費	1,100,000	選挙対策費
(3) 広報活動費	2,231,000	機関紙制作費・ホームページ関係費
3 その他の支出	800,000	令和4年下半年会計賦課消費税、令和5年中間消費税
翌年への繰越額	18,015,722	

機関紙購読料の変更について

令和5年8月22日に開催された第69回全政連評議員会にて都道府県政連への分担金が見直された。当政連においては、令和6年7月から4,718千円から6,114千円へ1,396千円（25%）の引き上げとなった。

過去5年間の政連の収支は下表のとおり。

（単位：千円）

	収入	支出	収支	主な選挙
令和5年	13,801	12,089	1,712	都議補欠選挙1名
令和4年	13,927	12,366	1,561	参議院選挙2名
令和3年	14,086	14,190	▲104	都議6名、衆議院3名
令和2年	14,128	11,865	2,263	無し
令和元年	14,306	13,050	1,256	参議院1名

都議選の際には支援議員の数が多いため収支は赤字となるが、現在は選挙時の推薦料を抑えることで、その他の年では黒字となっている。

今後、分担金の引上げにより年1,396千円の支出増がある一方、会員数が微減傾向にあることから収支改善を行う必要がある。

主な収入源となる機関紙購読料の推移は下表のとおり。

機関紙購読料推移

（単位：円、税込）

	金額（年）	全政連納付	備考
平成7年	36,000円	12,000円	会費→機関紙購読料 非課税から税込36,000円（3%）
平成9年	36,000円	12,000円	消費税5%。税込36,000円
平成11年	30,000円	12,000円	見直し
平成26年	30,000円	9,600円	消費税8%。
平成31年	30,000円	9,600円	全政連機関紙購読料→分担金 消費税（38万円）負担増
令和元年	30,000円	9,600円	消費税10%。
令和6年	30,000円	12,000円	分担金見直し

平成7年に「会費」から「機関紙購読料」へ名称が変わり、税込36千円/年とした。平成11年には税込30千円/年に引き下げ、以降、消費税が5%から8%、10%と上昇しても税込30千円/年を維持してきた。

この度、当政連への分担金が25%引き上げられ1,396千円/年となるため、財政面から機関誌購読料を「税込」30千円/年から「税別」30千円/年へと見直しを行う。

なお、機関紙購読料は全ての会員に影響する内容であるため、令和6年に案内を行い、令和7年1月から金額の変更を行いたい。

東京ビルメンテナンス政治連盟 令和5・6年度 評議員名簿

50音順／敬称略

	氏 名	会社名	役 職	備考
1	井ヶ田 伸宏	株式会社サイオー東京支店	常務取締役	
2	一ノ瀬新二	株式会社オール商会	常務取締役	
3	臼倉 宏直	株式会社ジェイレック	取締役副社長	理事・監事推薦委員
4	小野寺 靖	日建産業株式会社	代表取締役会長	
5	加藤 淳	株式会社オリバー	代表取締役	
6	小茅 哲司	株式会社MGファシリティーズ	代表取締役社長	
7	雑賀 葉子	富士管財株式会社	代表取締役	
8	坂上 茂雄	東京太洋化工株式会社	代表取締役社長	
9	佐藤 博	日建管財株式会社	代表取締役社長	
10	佐藤 正利	株式会社アイハラ	代表取締役	
11	倭文 浩樹	株式会社JSS	代表取締役会長	
12	鈴木 明	株式会社創英企画	代表取締役	
13	鈴木 克彦	株式会社東京ビー・エム・トップス	代表取締役	
14	多辺田 豊	五光ビル管理株式会社	代表取締役社長	
15	中川 朋之	技建開発株式会社	代表取締役	理事・監事推薦委員
16	花形 明利	株式会社栄和サービス	代表取締役	
17	平野 謙二	株式会社オーチャー	常務取締役	
18	山田 賢治	株式会社協栄	代表取締役社長	
19	山村 浩三	光洋ビルサービス株式会社	代表取締役社長	
20	吉澤 幸介	株式会社サンアメニティ	代表取締役社長	

東京ビルメンテナンス政治連盟 理事等名簿

敬称略

役 職	氏 名
理 事 長	梶山 龍誠
副 理 事 長	榎本 寛・野口 博行
幹 事 長	横田 英雄
会計責任者	坂野 正和
会計責任者の 職務代行者	松井 奈美
理 事	古渡 徹・鈴木 雅之・仙波 修一・高橋 利之

監 事	大村 清保
-----	-------

相 談 役	一戸 隆男・佐々木浩二
-------	-------------

(事務局)

事 務 局 長	高橋 誠
---------	------

(令和6年2月27日現在)